

入札説明書

平成29年10月6日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 発注者

青森県知事

2 入札に付する事項

- (1) 品名 取調べの録音・録画装置
- (2) 規格 別紙仕様書のとおり
- (3) 数量 5式
- (4) 納入期限 平成30年2月28日
- (5) 納入場所 別紙仕様書のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成11年6月30日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ 県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登録された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 営業品目（E01 OA用品、又はF04 通信機器）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は2(1)に掲げる物品と同一の種類の商品について、過去5年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。）を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書（第5号様式）により通知する。

- ア 提出期限 平成29年10月16日 17時00分
イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県出納局会計管理課物品調達グループ（青森県庁舎東棟1階）
ウ 提出部数 1部

4 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項等を示す場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。
(2) 契約条項等を示す期間 平成29年10月6日から同月24日まで

5 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）を原則として持参により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

- (1) 提出期限 平成29年10月13日 17時00分
(2) 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

6 制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

- (1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。
(2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札及び開札に関する事項

- (1) 日時 平成29年10月25日 10時30分
(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県庁舎東棟1階 会計管理課入札室
(3) 入札保証金 免除する。
(4) 入札に関する注意事項

ア 入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

(ア) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(イ) 委任代理人が入札するときは、委任状（参考様式参照。既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。）。

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書（第6条（B）を除く。）を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL（アドレス）から入手できる。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/buppin-bunsho.html>

ウ 入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

(ア) 入札年月日

(イ) あて名は、「青森県知事」とする。

(ウ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

(エ) 入札金額

(オ) 品名

(カ) 数量等

エ 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落

札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ 郵便により入札書を提出することは認めない。

カ 入札執行回数は、原則として、3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ 2回目の入札において、落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約によるものとする。

ク 1回目又は2回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は、以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ 再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

(5) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 契約に関する事項

(1) 契約書（案）

別紙のとおり

(2) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

9 問合せ先

青森県青森市長島一丁目1番1号 青森県庁舎東棟1階

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担当 主事 笠井 悠美

電話 017-738-9104

物 品 売 買 契 約 書

受注者

青森市長島一丁目 1 番 1 号

発注者 青 森 県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、を除く。）契約を締結した。

（売買物品及び売買代金）

第 1 条 受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買受けることを約した。

（1）名 称 取調べの録音・録画装置

（2）形式・規格 別紙仕様書のとおり

（3）数 量 5 式

（4）金 額 ￥.

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥. ）

（契約保証金）

第 2 条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第 1 項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第 2 条(B) 契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）

第 3 条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

（1）納入期限 平成 3 0 年 2 月 2 8 日

（2）納入場所 青森県警察本部 8 階 刑事企画課分室

2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第 1 項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第 4 条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

- 2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。
- 3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。
- 4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。
- 5 前条第2項及び第3項並びに前4項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(売買代金の支払)

第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年2.7パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

(かし担保責任)

第8条 発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後1年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰する理由により、第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができな
いと認められるとき。

(契約保証金の帰属)

第10条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金
は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第10条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の
100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合
において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数がある
ときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 発注者は、第9条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金
又は契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)
若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額
を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第12条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事
項」を守らなければならない。

(協議事項)

第13条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者
とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、
各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

受注者

印

発注者 青森県知事 三村申吾

印

別記

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があつた場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

参考（契約書として調製するときは、この葉は削除し、契約書には綴り込まないこと。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

- 1 契約金額150万円以下の随意契約による免除（財務規則第159条第1項第6号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 2 履行保証保険契約締結による免除（財務規則第159条第1項第1号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 3 実績免除（財務規則第159条第1項第2号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 4 現金（又は納付証券）による納付（財務規則第159条第1項本文該当）
第2条(B)、第10条(B)

平成29年9月

取調べの録音・録画装置
仕様書

青森県警察本部
刑事部刑事企画課

仕様書最終確認



録音・録画装置仕様書

1 調達目的

本調達は、青森県警察において使用する取調べの録音・録画装置（以下、「本装置」とする。）等を調達するものである。

2 調達の概要

2.1 装置概要

本装置は、カメラ2台及びマイク3本からの映像音声を画像合成装置・ミキサーにて所定の様式（別紙1参照）に合成し、その映像音声をリアルタイムかつダイレクトに記録メディア及びハードディスクドライブに書き込み記録終了の段階で、メディア2枚・ハードディスクドライブ2式を完成させるものである。さらに本装置は、カメラの制御、レコーダーの録画開始・停止等、各機器の操作を全てノートパソコンから一括で行える機能を実現する。そして、本装置を異なる形状の取調べ室で利用する可能性もあることから、可搬性を考慮した設計を行い、小型化・軽量化を実現することで取調べ室間の移動を容易に行えるものである。

2.2 使用条件

装置は、以下の使用条件で、電氣的及び機械的に安定かつ安全に動作すること。

周囲温度	5℃～35℃
相対湿度	20～80%（結露無きこと）
電源電圧	AC100V±10% 50/60Hz

2.3 品名等

録音・録画装置

（内訳）

カメラ収納ボックス（カメラ部）

カメラ1及びレンズ（人物撮影用）	1台
カメラ2及びレンズ（部屋全体撮影用）	1台
カメラ収納ボックス本体	1台

本体収納ワゴン

ワゴン本体	1台
バウンダリーマイクロフォン	3台
音声ミキサー	1台

ハードディスク及びブルーレイレコーダー 2台
画像分配・合成装置 各1台
ノートパソコン 1台

3 調達の範囲

納入物品については、納入時に新品であることを要する。各物品に関する詳細な仕様は別紙2に記載する。

(1) 録音・録画装置（可搬型） 5式

(2) 事前動作検証作業

調達する機器において、別紙3「事前動作検証実施要領」に基づき、青森県警の指定する日時及び場所において、事前動作検証作業を行い、青森県警の承認を得ること。青森県警担当者の求めに応じて装置内部の構造等の説明を行うこと。

(3) 検査及び納入方法等

ア 調達物品には、確認しやすい場所に識別表示（年式、製造番号、メーカー名）をすること。

イ 調達物品を使用するために必要なマニュアル・技術資料等（日本語に限る）は、一式に一部提供するものとする。

ウ 納入時に設置場所の建物施設及び機械機器等に破損、滅失等を発生させた場合は、落札者にて原状回復を図ること。

エ 調達物品の納入で生じた梱包資材等については、全て受注者の責任において処分すること。

オ 調達物品の納入については、事前に納品日等を警察本部刑事企画課担当者へ連絡すること。

4 稼働保証

本調達の範囲における物品の稼働保証については、落札者が最終責任を負うこと。

5 納入場所・納入期限等

納入場所 青森市新町2丁目3-1
青森県警察本部 8階刑事企画課分室
納入期限 平成30年2月28日

別紙 1

録画画面様式 (案)

撮影対象者の上半身	記録可能時間、 (カウントダウン方式) カメラ及びレコーダーの稼働状況等
タイムレコード	部屋全体

注) 画面左上の9分の4画面に「撮影対象者の上半身」を、右下の9分の1画面に「部屋全体」を、画面左下に「タイムレコード」を、画面右上に「記録可能時間 (カウントダウン方式)」「カメラ及びレコーダーの稼働状況等」をそれぞれ表示する。

「部屋全体」の映像には、必ず・撮影対象者等を写す。

記録されるデータには、「記録可能時間」等の稼働状況の情報は含まない。

別紙 2

調達物品の詳細仕様

- 1 録音・録画装置（可搬型）
 - (1) カメラ収納ボックス
 - (2) 本体収納ワゴン
 - (3) 外形・寸法要件
 - (4) 装置構成図
- 2 録音・録画装置（可搬型）要件
 - (1) ソフトウェア機能
 - (2) セキュリティ
- 3 その他

1 録音・録画装置（可搬型）

(1) カメラ収納ボックス

ア カメラ1及びレンズ（ドーム型カラーカメラ回転・ズーム機能型）

撮影対象者上半身撮影用

撮像デバイス：1/4型

有効画素数：38万画素以上

水平解像度：水平500TV本以上（カラー）

最低被写体照度：1.0Lux（カラー）程度

S/N：49dB（AGC:OFF）程度

ズーム比：光学144倍ズーム（光学12倍×デジタル12倍）程度

レンズ焦点距離：3.64mm～41.50mm程度

寸法：直径131mm×高さ143mm程度

- ・カメラから直接NTSC信号のまま画像合成装置に出力すること。
- ・ノートパソコンから水平／垂直回転及びズーム／フォーカス調整が制御できること。
- ・プリセットポジションの設定が16箇所以上設定できること。

イ カメラ2及びレンズ（ドーム型カラーカメラ回転・ズーム機能型）

部屋全体撮影用（取調官、補助官、被疑者含む）

撮像デバイス：1/4型

有効画素数：38万画素以上

水平解像度：水平550TV本以上（カラー）

最低被写体照度：1.0Lux（カラー）程度

S/N：49dB（AGC:OFF）程度

ズーム比：144倍ズーム（光学12倍×デジタル12倍）程度

レンズ焦点距離：2.35mm～26.79mm程度

包括角度：水平77.64～6.81度（相当）

垂直55.88～4.90度（相当）

寸法：直径131mm×高さ143mm程度

- ・レンズ焦点距離の調整は、画角調整用レンズの取り付けにより対応すること。
- ・カメラ1及び2は同一機種カメラであること。
- ・改造を行うことなく画角調整用レンズが取り付け可能であること。
- ・カメラから直接NTSC信号のまま画像合成装置に出力すること。
- ・ノートパソコンから水平／垂直回転、ズーム／フォーカス調整が制御できること。

- ・プリセットポジションの設定が16箇所以上設定できること。

ウ カメラ収納ボックス本体

材 質 : スチール製

外形寸法 : 幅350mm、高さ300mm、奥行き260mm以内で見た目に圧迫感のない大きさとする（突起物は含まず。）。

色 : 黒色

重量 : 6kg以下

- ・前記、ア及びイの2台のカメラを内部に設置すること。
- ・カメラ本体（レンズ部含む）が外部から見えないように、前面をスモーク処理等を施したアクリル板等でカバーをすること。また、その際には撮影映像データ及び画面に不具合が生じないように配慮すること。
- ・同ボックスの背面には、録画機器等からのケーブル等を受ける接続プレートを設置し、ケーブルとカメラ収納ボックス本体が容易に着脱できるようにすること。
- ・カメラ収納ボックスの前面カバーは開閉式であること（ビス止めは不可）
- ・可搬の際に、カメラ収納ボックスが破損しないよう、カメラ収納ボックスの強度等には十分配慮すること。
- ・可搬の際に、振動・衝撃等によりカメラ収納ボックス内のカメラ（ケーブル含む）が故障しないよう工夫する措置を施すこと。
- ・ボックスの上部には、持ち運びが容易となるよう、モールド取っ手を取り付けること。

(2) 本体収納ワゴン

ア ワゴン本体

材 質 : スチール製

外形寸法 : 幅500mm×高さ550mm×奥行き350mm（足、突起物は含まない）以内で撮影映像画面に邪魔にならない高さであること。

色 : 黒色

重量 : 54kg以下（カメラ収納ボックス、ノートパソコンを除く）

- ・カメラ、ノートパソコン以外の各機器等をケーブルの飛び出し等がなく、完全に収納できること。

- ・可搬時に故障・損傷が無いように、各機器をワゴン本体にマウント金具等を用いて正確に固定すること。
- ・各接続端子類の接続部について、搬送時等の脱落に配慮した方法を用いること。
- ・マイクについて、搬送時に故障・破損しないよう収納方法を工夫すること。
- ・セキュリティを考慮し、ワゴン本体前面に、扉（鍵付き）を付けること。なお、本装置使用時には、扉を閉めたまま、レコーダーのディスクの取り出し及び表示部の目視確認が可能とすること。
- ・ワゴン本体底部に、キャスターを付けること。
キャスターは32mm程度のタイヤ、前方2個は「方向回転式」、後方2個は「方向固定式」、4点ネジ止めとすること。
- ・フレーム部については、高さの調節が可能であること。高さの調節は3段階以上とし、最高位置は1700mm以上、最低位置は1200mm以下とする。
- ・フレーム部は、高さの調節をした各段階において、カメラ収納部の落下を防止するための措置を講じること。
- ・本装置を使用する際の利便性及び保守性を考慮した機器のマウント収納ができること（マイク及び配線の全てが収納できるようにすること。ただし、ノートパソコン本体は含まない。）。
- ・可搬の際に、ワゴン本体が破損しないよう、ワゴン本体の強度等には十分配慮すること。
- ・可搬の際に、振動・衝撃等によりワゴン内の各機器等（ケーブル含む）が故障しないよう工夫する措置を施すこと。

イ バウンダリーマイクロフォン（本装置1式あたり3台）

外形寸法：幅85mm×奥行108mm×高さ25mm程度、机の上に置いても目立たないデザインであること。

指行特性：半球前方指向性

周波数特性：30Hz～20kHz

電 源：ファンタム9V～52V

付属ケーブル：7.5メートル以上

マイクから、直接ミキサーに接続すること。また、ケーブルの長さについては、取調室によって部屋の形状が異なるため、落札者の負担で警察本部担当者の指示に従うこと。

ウ 音声ミキサー

入力 : マイク/ライン入力3系統以上

出力 : マイク/ライン出力1系統以上

周波数特性 : 20Hz~20kHz

ファンタム電源 : 上記バウンダリーマイクに電源が供給できること。

・ワゴン本体にマウント金具を用い設置ができること。

エ ハードディスク及びブルーレイレコーダー

録画可能ディスク : BD-R/RE、DVD-R/RAM/R DL

映像記録圧縮方式 : 以下のいずれかに対応できること。

- DVDディスク

AVC-REC、DVD-VIDEO、DVD-VR

- BDディスク

BD-AV、BD-MV

音声記録圧縮方式 : ドルビーデジタル (2ch) またはMPEG2-AAC

ハードディスク容量 : 500GB (内蔵)

メディア挿入方式 : 水平トレイローディング

ドライブ : 内蔵

設定録画モード等 (画質及び録画時間) : DVD画像でDVD (1層式) に4時間記録した場合の画質を維持し、DVD (4.7GB) に4時間程度、ブルーレイディスク (25GB) に16時間程度の記録ができること。

ダビング性能 : データの高速ダビングが可能であることとし、上記、設定録画モード等の条件で以下のとおりとする。

- DVD-R-SL (x8以上)

1 時間 4分以内

2 時間 8分以内

- BD-R-SL (x6)

1 時間 2分以内

2 時間 4分以内

3 時間 6分以内

4 時間 8分以内

5 時間 10分以内

8 時間 12分以内

映像入力 : アナログ1系統以上

映像出力 : アナログ1系統以上

音声入力 : アナログ1系統以上

音声出力 : アナログ1系統以上

- ・ ノートパソコン（録音・録画用ソフトウェア）からシリアルケーブル等でレコーダーを制御し、2（1）に示す機能のうち、レコーダーの操作が必要な機能を実現できること。
 - ・ 本レコーダーは改ざんを防止するため、次のような構成要件とすること。
 - システムプログラム（OS(Operating system)等）及びアプリケーションプログラムはROM（ReadOnly Memory）に書き出し、外部から操作できないこと。
 - 画像合成装置又は映像分配装置及びミキサーからのNTSC映像及び音声信号についての圧縮、書き込み及びディスクメディアへの記録の処理は、レコーダー内部にて、記憶装置としてハードディスク・RAM（RandomAccess Memory）を使用することなく、リアルタイムかつダイレクトに内蔵ハードディスク（1式）と記録メディア（1枚）に同時記録できること。なお、録画開始・終了に関しては、HDD、メディアのタイムラグがないように工夫すること。
- 装置単位で少なくとも2台以上のレコーダーを有することにより、一方のレコーダーを構成する部品等の故障等が生じても、もう一方のレコーダーにて、内蔵ハードディスク（1式）と記録メディア（1枚）に同時記録が行えること。
- ・ BD-RはHTL書き込みができること。
 - ・ ワゴン本体にマウント金具を用い設置ができること。
 - ・ 記録された全てのメディアは、一般に販売されているAVC-REC対応の再生機等で再生が可能であること。（ブルーレイ再生機等においては、記録されたDVDも再生できること。）

オ 画像分配装置

映像入力 : コンポジット映像入力1系統以上

映像出力 : コンポジット映像出力2系統以上

- ・ ワゴン本体にマウント金具を用い設置ができること。
- ・ 画像合成装置の映像出力系統数で分配が可能な場合は、本装置は

不要とする。

カ 画像合成装置

映像入力 : コンポジット映像入力2系統以上
映像出力 : コンポジット映像出力1系統以上
水平解像度 : 500本以上
DATE/TIME : 正確度1月1分以下

- ・カメラを接続するためのアナログ入力部を有し、入力された画像を画面表示で9分の4画面カメラ1の映像を、9分の1画面にカメラ2の映像を同時に表示が可能となるように、専用のLSI等により画像の合成が可能であるもの。
- ・上記同一画面に、時刻表示（年、月、日、時、分、秒）を表示する機能を有していること。
- ・ノートパソコンからの制御により、ノートパソコンの時刻を反映する形で、画像合成装置の時刻設定ができること。
- ・画像の合成及び合成した画像の出力はリアルタイムで行えること。
- ・本装置は、改ざんを防止するため、次のような構成要件とすること。
 - － システムプログラム（OS(Operating system)等）及びアプリケーションプログラムはROM（ReadOnly Memory）に書き出し、外部から操作できないこと。
 - － 画像の合成、時刻表示、時刻設定の各種処理は、記憶装置としてハードディスク、RAM（RandomAccess Memory）を使用することなく、実行できること。
- ・ワゴン本体にマウント金具を用い設置ができること。

キ ノートパソコン

OS : Windows7Professional又はWindows7SP1 for Embedded Systems
(32bit版) 相当以上搭載

- ・セキュリティ更新プログラムの提供を受けることが出来るものであるとともに、サポートまたは製品供給においてノートパソコン等の故障、不具合等の復旧に支障がないものであること。
 - ・録音、録画システムの動作に不要なコンポーネントを実装しないこと。
- C P U : Intel Core i5 2520M Processor 2.50Ghz相当以上
メモリー : 2GB以上
HDD : 250GB以上
光学ドライブ(内蔵) : BD-R/RE, DVD-R/RW/RAM/DL

読み込み速度 BD-R6倍以上/BD-RE6倍以上/DVD-RAM5倍以上
/DVD-R8倍以上/DVD-RW8倍以上

モニター:15インチ以上

バッテリー:リチウムイオンバッテリー

添付品:マウス、マウスパッド、キャリングバッグ

(3) 外形・寸法要件

本装置全体の大きさは、幅500mm×奥行350mm×高さ（最高位時）1900mm以内とする。高さに関しては、カメラ位置を調整するために段階的な高さの調節ができるようにすること。本装置の重さは、60kg以下とする。（本重量にはカメラ収納ボックス、本体収納ワゴンを含む。）

(4) 装置構成図

別紙4「装置構成図(例)」を参照

2 録音・録画装置（可搬型）要件

(1) ソフトウェア機能

カメラ1、カメラ2、ハードディスク及びブルーレイレコーダー、画像合成装置に対して、ノートパソコンから、以下の全ての制御がスムーズにできること。本装置の操作については、本体収納ワゴンからの1本のコンセント差込、媒体の出し入れ以外の一切の操作（レコーダーのトレイローディング含む）は、ノートパソコン画面上に表示される「操作ガイド」に沿って簡単に行えるようにする。なお、本装置の導入後の利用について、ライセンスの更新等が必要な場合は、全て本費用に含めること。

ノートパソコンから、電源の投入・遮断が必要な全ての装置について、一括して、電源の投入・遮断の操作がスムーズにできること。

制御用アプリケーションは1つとし、多数のアプリケーションを起動せず運用可能な本システム専用アプリケーションとすること。尚、実際の操作画面を事前検証作業実施日の1週間前に提供すること。イメージ図は認めない。

電源の投入・遮断が必要な全ての装置について、その電源状態が一覧で画面にて確認できること。

ア カメラ1、カメラ2のパン、チルト、ズーム、フォーカス、アイリス、プリセットポジションの調整操作ができること。

イ レコーダーのトレイローディングができること。

ウ 記録を開始する前に、ハードディスク及びブルーレイレコーダーに入力される合成済み映像・音声を確認するためのテスト録画が可能であること。

エ 記録中の画面に、映像表示部、カメラ1、カメラ2、ハードディスク及びブルーレイレコーダーの選択部、上記機器のリアルタイムでの起動状態部、記録開始・記録停止ボタンが全て表示されること。

また、併せて、ハードディスク及びブルーレイレコーダーにおいては、記録可能残量（時間）がリアルタイムで表示されること。

オ 映像表示部には、選択した機器の映像がリアルタイムで表示できること。

カ ハードディスク及びブルーレイレコーダーの稼動状況、制御接続状態、録画状態がリアルタイムで表示できること。

キ 録画開始・録画停止ボタンから、各ハードディスク及びブルーレイレコーダーへ一斉に録画開始、録画停止の操作が行えること。また、録画を停止した後、ディスクのプロテクト処理及びクローズ処理を行うこと。

ク ハードディスクに録画された映像の選択、削除の操作ができること。

ケ ハードディスク及びブルーレイレコーダー等について、少なくとも以下のステータス及びメッセージリクエストエラー等の表示ができること。

- ダビングやクローズ処理等の進行状況表示
- 装置故障
- 温度異常及びその他の異常
- 利用できない機器が接続された等
- ディスクの異常
- 未フォーマットディスクや記録済みディスクの挿入

コ 記録中、パソコンのスピーカーから出力されたことによって生じるハウリングの防止制御が音量調整等でできること。

サ ノートパソコンにおいて、記録されたディスク及びハードディスクのデータ検証ができること。

シ ノートパソコンにおいて、日付・時刻合わせを行えることとし、ノートパソコンにおいて設定した日付・時刻が本装置全般（画像合成装置等）に反映できること。

ス ノートパソコンの光学ドライブ（内蔵）にて、ハードディスク及びブルーレイレコーダーで作成されたブルーレイ及びDVD媒体（CRPM対応のものを含む）を再生できること。

(2) セキュリティ

以下のセキュリティに係る機能を実装すること。なお、本装置の導入後の利用について、ライセンスの更新等が必要な場合は、全て本費用に含めること。

ア 基本ソフトウェア（OS）は、業務アプリケーションを動作させる上で、出来る限り必要最小限のコンポーネント（構成要素）のみにより構成されたものであること。

イ ソフトウェアの設定等により、業務アプリケーション以外の不必要なプログラム、プロセス等の起動が制限できること。

ウ ソフトウェアの設定等により、許可されていない種類の外部記録媒体の利用、接続等が制限できること。

エ ノートパソコンには管理者権限を付与しないこと。

オ ノートパソコンへのログイン・ログアウトの履歴を持つこと。

カ ノートパソコンのログイン後、本装置の操作専用のプログラム以外の表示・アクセス・設定等の変更ができないこと。

3 その他

(1) 各機器に接続する配線部材はSFチューブ等で束ねて設置性・可搬性を考慮すること。着脱が必要なケーブルは容易に着脱可能であることとし、着脱が不必要なケーブル及び着脱が必要なケーブルでも本装置の利用時等着脱してはならない場合は、容易に着脱しない措置を講ずること。

(2) 本体収納ワゴン、カメラ収納ボックスを含めて足回り等を工夫して、地震や衝撃等により容易に転倒しないための措置を講ずること。

(3) 選択した機器の映像をノートパソコンでリアルタイムに確認する場合、ノートパソコンに表示される映像の画質が劣化しないように配慮した機器等の選定を行うこと。

(4) カメラ1, カメラ2, ハードディスク及びブルーレイレコーダー、画像分配装置、画像合成装置、ノートパソコンについて以下の認証を受けた装置であること。

・電子機器から発生する妨害電波に関する規格 VCCI ClassA

(5) カメラ1, カメラ2, ハードディスク及びブルーレイレコーダー、画像分配装置、画像合成装置、ノートパソコンについて以下に準拠すること。

・電気・電子機器における特定有害物質の使用規制 RoHS指令

(6) 本装置を構成する各機器の電源のON/OFFについては、本装置（本体収

納ワゴン) からの1本のコンセント差込とノートパソコンからの電源制御にて、一元的に電源のON/OFFができること。

別紙3

事前動作検証実施要領

第1 目的

本事前動作検証は、受注者が提案した本調達機器に関して、青森県警が要求する仕様を満たしているか確認するものである。

第2 実施日

平成29年11月中

詳細な日程については、別途担当者より指示する。

第3 実施手順

動作検証の実施手順は以下のとおりとする。

1 動作検証装置の準備

本調達装置を1台準備すること。

2 動作検証装置の搬入

準備した装置を青森県警が指定する場所へ搬入し、指定の部屋への設置を行うこと。その際、取扱説明を実施し、操作マニュアルを提出すること。

3 動作検証の実施

青森県警察において試行運用を実施する。実施期間中、担当者からの問い合わせに応じ、必要に応じて現地にて対応すること。

第4 検査判定

本調達機器の納品に当たっては、本事前動作検証実施要領に基づく動作検証を実施し、担当者による検査の結果、合格を得ることを前提とする。

第5 留意事項

動作検証にかかる全ての費用は受託者が負担すること。

別紙4
装置構成図 (例)

